

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

令和8年4月21日

香川県知事 池田豊人

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和8年6月29日（月曜日） 午後13時30分から	高松市番町一丁目8番15号 高松市役所11階114会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

下記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和8年5月11日（月曜日）から同月25日（月曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書に記載し、次に掲げる方法により提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

(1) 持参又は郵送による場合

香川県土木部都市計画課に提出すること。なお、公述申請書は、当該課及び高松市都市整備局都市計画課に備え置く。

(2) インターネットによる場合

「香川県電子申請・届出システム」を利用して、画面の指示に従って提出すること。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13048

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

記

高松広域都市計画臨港地区の変更案の概要

都市計画高松港臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考		
高松港臨港地区	約281ha	香川県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和40年香川県条例第2号）		
		屋島地区	無分区	約0.4ha
		朝日地区	商港区	約27.7ha
			工業港区	約84.0ha
			特殊物資港区	約4.0ha
			保安港区	約14.4ha
			無分区	約52.4ha
		玉藻地区	商港区	約16.2ha
			無分区	約5.1ha
		西浜地区	マリーナ港区	約1.1ha
			無分区	約1.1ha
弦打地区	無分区	約22.5ha		

	香西地区	商港区	約7.8ha
		工業港区	約39.8ha
		無分区	約2.7ha
	神在地区	商港区	約0.4ha
		無分区	約0.5ha
	生島地区	無分区	約1.0ha

なお、関係図書は、香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課において令和8年5月11日（月曜日）から同月25日（月曜日）まで閲覧に供する。